

7. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

親子がかけがえのない存在となり、子どもが健全に発育・発達するために、子育てする男女の出産や育児についての不安を取り除きこころの健康を保てる支援と発生の予防、早期発見・早期対応、進行防止を関係機関との協力体制で推進します。

児童虐待防止連絡会議（子育てグループ）

児童虐待の未然防止や早期発見・早期解決のため、庁内関係各課長による児童虐待防止連絡会議や日胆地域児童虐待防止対策連絡協議会を通じて情報交換等を行います。

ネットワーク会議（子育てグループ）再掲

潜在化する児童の虐待や家庭環境に恵まれない子どもたちへの対応のため、地域の主任児童委員や家庭児童相談員、子育て支援センター、児童相談所、学校など関係機関の連携強化を図ります。

子ども虐待防止マニュアル（子育てグループ）

児童を虐待するケースが年々増加している状況から、予防・早期発見・早期対策についてマニュアルを策定し児童虐待の防止に努めます。

(2) 母子家庭等の自立支援の推進

母子家庭等の児童の健全な育成を図るためには、自立・就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策について、総合的な対策を適切に推進します。

母子家庭への自立支援

相談

経済支援

就労支援

助産

一時養育

家庭相談員（子育てグループ）

家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉の向上を図るため、子どもの問題で困ったり、悩んでいる人に対し、相談に応じ必要な助言指導を行います。

母子自立支援員（子育てグループ）

母子家庭・寡婦に対し、生活一般の相談に応じ、経済・教育など諸問題の解決を助け、その自立に必要な指導を行います。

児童扶養・特別児童扶養手当（子育てグループ）

父母の離婚等により、父と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ります。

常用雇用転換奨励給付事業（子育てグループ）

短期雇用として採用した母子家庭の母を、常用雇用労働者（一般雇用被保険者）に転換した場合に、一定期間経過後事業主に対して奨励金を支給します。

自立支援教育訓練給付事業（子育てグループ）

母子家庭の母の職業能力開発を促進するため「指導講座」を受講し職業能力開発を行う者に対して教育訓練終了後、自立支援教育訓練給付金を支給します。

高等職業訓練促進給付事業（子育てグループ）

母子家庭の母の訓練受講中における生活安定を図るため、資格取得が2年以上の養成期間で修行する場合に一定期間高等職業訓練促進給付金を支給します。

入院助産事業（子育てグループ）

保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入院させ助産を受けることにより、児童福祉の向上を図ります。

子どもショートステイ事業（子育てグループ）再掲

児童の養育が一時的に困難になった家庭の児童を児童養護施設で養育を行い、児童の健全な育成を図ります。